

広島県告示第八百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
福岡歯科医院	尾道市新浜一丁目九番二二号	令和五年四月三〇日
有限会社平木調剤薬局	尾道市因島土生町二一四七番地一	令和五年三月三一日
ぶどう薬局	三次市島敷町九四一番地四	令和五年四月三〇日
アイケン八本松薬局	東広島市八本松東三丁目七番二号 谷口ビル一〇一	令和五年四月三〇日
石津皮ふ科医院	廿日市市地御前一丁目四番一七号	令和五年三月二九日
児玉医院	安芸高田市八千代町勝田一三七八 番地一	令和五年四月三〇日
北広島町芸北歯科診療所	山県郡北広島町荒神原二〇〇番地	令和五年三月三一日
エンゼル薬局世羅店	世羅郡世羅町本郷九四二番地五	令和五年四月一日
永井耳鼻咽喉科医院	三原市城町一丁目六番一五号	令和五年四月一日
寺田外科クリニック	三原市城町一丁目二番一号ペアシ テイ三原西館二階	令和五年三月三〇日
さんさん内科クリニック	三原市港町一丁目三番一五号	令和五年三月三一日
山田記念病院	三原市宮浦六丁目二番一号	令和五年三月三一日
伊藤歯科医院	三原市円一町三丁目一三番三号	令和五年四月二〇日
永井歯科医院	三原市本町三丁目一四番三一号	令和五年三月三一日
有限会社栄薬局	大竹市新町一丁目八番三号一〇一	令和五年四月三〇日